

## 埼玉県防災会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県防災会議規則（平成17年規則第150号）第6条の規定に基づき埼玉県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 防災会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。

### (会長の専決処分)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

### (部会)

第4条 第2条第1項及び第6条から8条第1項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第2条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

### (幹事会等)

第5条 幹事は、幹事会を構成する。

2 幹事会に代表幹事を置く。

3 代表幹事は、危機管理防災部災害対策課長をもって充てる。

4 幹事会は、代表幹事が招集する。

5 幹事会は、次の事項を掌る。

- (1) 防災会議に提出する議案の調査
- (2) その他会長が命ずる事項

### (関係者の出席)

第6条 防災会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第7条 防災会議の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

### (議事録)

第8条 議長は、議事録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和38年6月13日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年6月24日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から実施する。